

国民健康保険

8月1日からご使用いただく国民健康保険の新しい被保険者証は、7月末日までに郵送(書留)でお届けします。
被保険者証は1人1枚となっておりますので、届きましたら家族全員分の被保険者証があるか、住所・氏名等の記載内容に誤りがないか確認してください。
なお、有効期限を過ぎた被保険者証は、住民課国保年金班へ返却してください。

被保険者証をなくしてしまったとき

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまったときは、被保険者証を再発行することができま

●手続きに必要なもの

・本人確認ができる証明書(運転免許証など)
・印かん

学校に通うため、家族と離れて他の市町村に住むとき

就学中の方の被保険者証が必要な場合は、手続きを行ってください。

●手続きに必要なもの

・在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)
・印かん

●手続きに必要なもの

・他の健康保険から交付された被保険者証
・国民健康保険被保険者証
・印かん



※学校を卒業したときは、住所地の国民健康保険に加入することになりますので、資格喪失の手続きが必要です。

高齢受給者証が更新されます

高齢受給者証は70歳から74歳までの方に、自己負担割合を記載して発行されます。(後期高齢者医療の適用を受ける方を除きます。)
8月1日からご使用いただく高齢受給者証は、被保険者証とあわせて郵送しますので、医療機関で受診するときは、「被保険者証」と「高齢受給者証」の2枚を必ず窓口提示してください。

○窓口での自己負担割合

昭和19年4月1日以前生まれの方	1割負担
昭和19年4月2日以降生まれの方	2割負担
現役並み所得者	3割負担

●これから70歳になる方へ
高齢受給者証は、誕生日の翌月から(1日生まれの方はその月から)使用できるようになります。
70歳になる月に高齢受給者証が発行されます。

●年度の途中で75歳になる方へ

年度の途中で75歳になる方の被保険者証と高齢受給者証の有効期限は、誕生日の前日となります。
誕生日以降は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。
75歳になる月の前月に後期高齢者医療制度の被保険者証が発行されます。

